

仕 様 書

(契約書では、発注者→甲、受注者→乙)

1 委託業務名

三河湾ブルーカーボン推進事業委託業務

2 業務の背景と目的

海草等が光合成によって海域に固定する炭素「ブルーカーボン」は、CO₂吸収源の新たな選択肢として注目を集めており、愛知県では、「あいち重点政策ファイル360プラス1」において、「三河湾における『ブルーカーボン』の取組推進（藻場の拡大により海中に取り込まれる炭素を増大）」として位置づけられている。

本業務は、最適な藻場再生技術による藻場の増殖実験であり、海洋環境が異なる地域の比較・分析により、効果的な造成手法の知見を得ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

4 委託業務の内容

以下の実証実験を行うため、令和5年度の調査結果を参考に、実験地点の環境に相応しい具体的な方法を提案し、実行すること。なお、南知多町の実験では、株移植のみの実施を基本とするが、提案により播種も実施してよいこととする。実験や調査の具体的な方法は「アマモ類の自然再生ガイドライン」（水産庁・マリノフォーラム21）及び「三河湾ブルーカーボン推進事業委託業務 業務報告書」（令和6年3月）を参考とすること。また、地元関係者等が参加し、協働して取り組める実験や調査の方法があれば、提案してもよい。

実験地点	西尾市一色町佐久島の大浦沿岸	南知多町片名長谷の沿岸
対象種	アマモ（アマモ属）	
実験方法	播種及び株移植	株移植
モニタリング調査	実験の作業後、各地点1回以上	

（1）実験計画策定

実証実験の実施に当たり事前に実施計画を立案するとともに、必要な機材の準備等を行う。

（2）実験準備

（1）で立案した実験計画に基づき、実験の準備を行う。

（ア）播種

発注者は、実験で使用するアマモの種子を確保するため、5～6月頃に三河湾内（田原市の渥美湾付近を想定）においてアマモの花枝を採取し、愛知県水産試験場（蒲郡市三谷町）の施設で種子の追熟、選別、保管を行う。このため、受注者は播種に必要な種子及び花枝の数量を提案するとともに、花枝採取時に種子の状態を確認し、播種までの間に必要となる作業内容について発注者に助言すること。

(イ) 株移植

受注者は移植に必要なアマモの株の数量を提案するとともに、(3)(イ)で移植する株を確保すること。なお、地域個体群の持つ遺伝的な多様性の保全や採取元のアマモの生育状況も踏まえ、実験にふさわしい採取候補地を提案すること。

(3) 実証実験

(1)で立案した実験計画に基づき、実証実験を実施する。なお、「Jブルークレジット®認証申請の手引き」(ジャパンプルーエコノミー技術研究組合)に記載されている、申請するCO₂吸収量の算定に必要な数値(実験開始時のアマモの量及びCO₂排出量(船舶使用等)が分かる数値)を記録しておくこと。

(ア) 播種

(2)(ア)で保管していた種子を使い、実験地点(西尾市等)で播種作業を行う。付近の漁業等に支障が出ないように配慮するとともに、定置網や構造物等に傷を付けないよう作業中は十分注意すること。また、作業で発生した廃棄物は受注者の責任で適正に処理すること。なお、モニタリング調査を行うことを踏まえ、印を付けるなど、後々のための対応を考えておくこと。

(イ) 株移植

(2)(イ)で確保した株を実験地点(西尾市及び南知多町)へ移植する。なお、付近の漁業等に支障が出ないように配慮するとともに、定置網や構造物等に傷を付けないよう作業中は十分注意すること。また、作業で発生した廃棄物は受注者の責任で適正に処理すること。なお、モニタリング調査を行うことを踏まえ、印を付けるなど、後々のための対応を考えておくこと。

(ウ) モニタリング調査

(ア)播種及び(イ)株移植の作業完了後、実験地点のアマモの生育状況を調査するため、具体的な回数、方法等を提案すること。調査の項目と方法は「アマモ類の自然再生ガイドライン」(水産庁・マリノフォーラム21)の第4章を参考とし、アマモの分布状況、成長量、競合生物、環境条件の各項目を計測すること。

(4) 結果整理

(3)の実証実験の結果について、アマモの生育状況を定量的に評価するため、具体的な評価方法を提案すること。なお、実験結果については、実験地点以外の同時期の三河湾内の天然のアマモ場との比較や、既存の調査結果を検証した上で評価できることが望ましい。

(5) 画像等の提供

(2)実験準備、(3)実証実験の実施状況に係る動画(1ファイル10分程度)及び写真を撮影、記録し、そのデータを発注者へ提供すること。

5 打合せ協議

打合せ協議は、原則として業務着手時、実証実験前、成果物納品時とし、その他必要に応じ実施するものとする。受託者は、打合せ協議の記録簿を速やかに県に提出するものとする。

これ以外に、業務実施中に疑義が生じた場合は、電話や電子メールにより迅速かつ緊密に相談・報告を行うものとする。

6 業務報告書の作成

業務実施に係る業務報告書（紙媒体2部、電子媒体：DVD-R1枚）を令和7年3月21日（金）までに納品すること。なお、提出にあたっては、県と事前調整を行うものとする。作成にあたっては、実験準備及び結果、各種調整状況、参考文献等業務全体を総括したものとする。

ファイル形式は、Microsoft Word若しくはMicrosoft Excel形式、及びPDF形式を標準とする。

7 疑義

本仕様書に明記なき事項等、疑義が生じた場合は、速やかに県に協議してその指示を受けるものとする。

8 実施計画書

本業務の目的を理解し、円滑に業務を進めるため、実施計画書を契約締結後7日以内に県に提出し、承諾を受けるものとする。なお、本業務に関わる責任者及び各担当者の連絡先付き名簿を作成し、計画書と合わせて提出すること。

9 留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に本県と連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務により作成する成果物の著作権等の権利は、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本委託業務の完了後も、本県からの問合せ等に対し、真摯に対応すること。
- (5) 採用された企画の実行にあたっては、本県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。